

# 「ひろしまの森づくり県民税」を活用した 森づくり事業提案を募集します

## 1 対象となる取組

(1) 景観保全や鳥獣被害防止など、目的に沿った里山林の整備

- 環境改善型：住民生活に悪影響を与えている里山林・竹林の改善を図るための森林整備
- 防災・減災型：災害の恐れのある森林の防災・減災機能の改善を図るための森林整備
- 鳥獣害防止型：農業被害等を及ぼす野生鳥獣の隠れ処をなくすための森林整備

※一体性のある面積（0.1ha以上）であること。所有者の同意が必要です。

※森林組合等の事業体に委託する場合は、提案書に基づき市が委託発注を行います。

いずれも、申請団体は市と「里山林整備に関する協定書」を締結する必要があります。

※より多くの地域の森林整備を支援するため、令和4年度からは、1地区について、事業期間は3年、事業費は1千万円を上限とします。

※本事業の期間は、令和8年度までとなりますので、3年間の事業期間が保障されるものではありません。

(2) 里山林整備活動を行う団体の活動支援、森林・林業体験の活動支援

- 里山林整備活動を行う森林ボランティア団体等の組織化・育成
- 森林・林業体験・自然観察等の環境教育活動（遊ぶ・学ぶ・森づくり体験など）

※市民から参加者を募集するなど、不特定多数の市民を対象とした活動が対象になります。

## 2 対象となる団体

(1) NPO法人、企業、組合等の法人格を有するもの

(2) 町内会、住民自治組織などの地域団体

(3) ボランティア団体、サークル活動団体

(4) 学校、PTAなど

※任意団体の場合は、複数人（複数戸）で構成されていること。

## 3 対象となる経費

(1) 里山林整備活動、森林ボランティアの育成、森林・林業体験活動の場合

- ① 報償費：外部講師（技術指導等）への謝礼（市の報償基準（別紙）に準じる）
- ② 需用費：活動に必要な消耗品費・資材費・燃料費・印刷製本費等
- ③ 役務費：活動に必要な保険料・通信運搬費・広告費
- ④ 使用料：団体構成員以外からの会議室・車両等の借上げ料（土地借地料を除く）
- ⑤ その他：活動に必要なと認められる経費（事前協議が必要）

(2) チェンソー・刈払い機・薪割機・ウッドチップパー等が必要な場合

「みよしの森づくり協議会」の貸出用のものを使用してください。

(3) 東屋・山小屋などの建築物を整備する場合

6万円/m<sup>2</sup>以内で助成。見積書・図面等の資料を提出してください。

(4) 補助対象外の経費

- ① ボランティアの日当・旅費・飲食代
- ② 土地の借上げ・買取にかかる経費
- ③ 汎用性の高いパソコン・机等の備品など

(5) 歩道・作業路を開設する場合の留意事項

- ① 歩道・作業路の開設は、提案団体の自力施行を原則とし、完成後の維持・管理は一切、申

請団体が責任をもって行ってください。また、開設の必要性・開設方法・開設後の維持管理方法等、及び位置図・設計図等を明示した資料を提出してください。

- ② 歩道・作業路の継続的使用と使用時の安全の確保、及び開設が原因となる土砂流出等による周辺への影響をさけるため、長距離の開設は極力避けるとともに、地形・地質・土質などの条件を考慮したルート選定を行い、雨水による路面洗掘や法面崩壊を防ぐための水処理対策を講じてください。

とりわけ、自動車での走行を想定する場合は、走行の安全を確保するため、縦断勾配は概ね10度（18%）以下とし、無理なカーブは避けてください。

そのために必要な、砕石（標準10cm以内）等の資材等の経費の助成については、事前協議を行ってください。

#### 4 募集期間 3月末～7月末

#### 5 応募方法

農政課または各支所に提案書を提出してください。

提案された事業は、「みよしの森づくり協議会」において審査を行います。

#### 6 事業実施

採択された事業については、市に補助金交付申請書を提出していただき、市の補助金交付決定後、事業を実施してください。

【問合せ先】 三次市産業振興部農政課

TEL：62-6163 FAX:64-0172

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

E-mail:nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp